

区分			単位	利用料金（円）		
				市民	市民以外の者	
火葬炉	遺体	13歳以上	1 体	5,000	50,000	
		13歳未満	1 体	3,000	30,000	
	死産児		1 体	1,000	10,000	
	身体の一部		1 包	1,000	10,000	
	改葬		1 回	1,000	10,000	
	汚物	基本料金	4 kgまで	2,000		
		超過料金	1 kgごと	1,000		
式場	通夜で利用する場合	基本料金	3 時間	24,000	54,000	
		超過料金	1 時間ごと	8,000	18,000	
		基本料金	3 時間	30,000	68,000	
		超過料金	1 時間ごと	8,000	18,000	
	待合室として利用する場合	基本料金	2 時間	16,000	36,000	
		超過料金	1 時間ごと	8,000	18,000	
	待合室	火葬で利用する場合	基本料金	1 室 2 時間	5,000	
		超過料金	1 室 1 時間ごと	2,500	5,000	
		通夜で利用する場合	基本料金	1 室 2 時間	6,000	
		超過料金	1 室 1 時間ごと	2,500	5,000	
控室				20,000	40,000	
靈安室			1 棺24時間	5,000	20,000	

備考

- 1 市民とは、死亡者（死産児の場合はその父又は母）又は利用者（葬儀（身体の一部にあっては当該一部の火葬）を執行する者に限る。）が、その死亡時又は利用の許可を受ける時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- 2 市民以外の者とは、前項に定める者以外のものをいう。
- 3 汚物を火葬炉で焼却する場合の超過重量が1キログラムに満たないときは、1キログラムとする。
- 4 式場を通夜で利用する場合は、その利用時間は午後4時30分から午後9時までとする。
- 5 式場、待合室及び控室の利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 6 式場又は待合室の超過時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 7 靈安室の利用時間が24時間に満たない場合は、24時間とする。